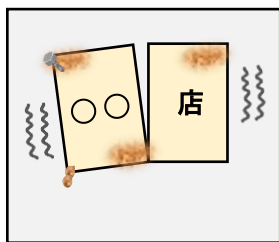


屋外広告物のルールについて あなたはご存じですか？

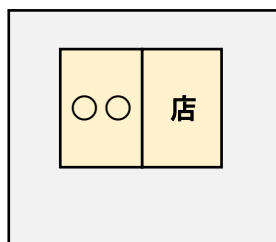
屋外広告物を掲出するにはルールがあります。ルールを守り、**適正**かつ**安全**で奈良の街なみとの**調和**に配慮した屋外広告物の掲出に努めましょう。

Q1

安全な広告物はどちらでしょう？



①



②

Q2

奈良の街なみとの調和に配慮した広告物はどちらでしょう？



①



②

屋外広告物を掲出する前にチェック👉

許可はとっていますか？

屋外広告物を掲出するには、**許可が必要**です。（一部の適用除外広告物は除く）

許可申請に係る手続きの窓口は各市町村です。広告物を掲出する際は、各市町村へご相談ください。

屋外広告業**登録**は
していますか？

県内で屋外広告業を営もうとする方は、**屋外広告業の登録**が必要です。（奈良市域は奈良市で登録が必要）

登録を受けていない方は、屋外広告物を設置することができません。

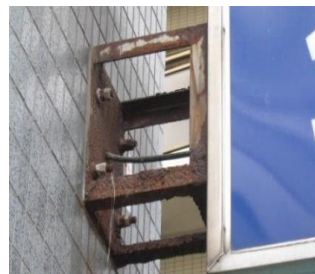
～安全点検についてのお願い～

看板をはじめとする屋外広告物は、屋外に設置されているため、雨や風、強い日差し等の自然環境により、知らず知らずのうちに、部材の腐食、ゆるみ、亀裂等が発生する場合があります。

そのまま放置しておくと、大きな事故につながる可能性があります。

事故を未然に防ぐためにも、日常的な管理と安全点検をお願いします。

奈良県では、屋外広告物安全点検実施ガイドラインと安全点検記録を作成し、具体的な点検方法を案内しております。

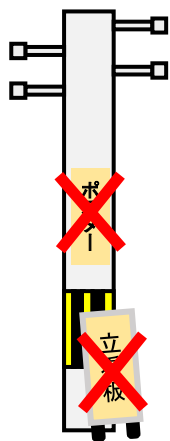


～これは違反です～

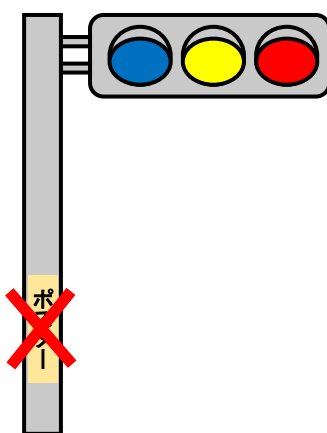
電柱、街灯柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗等すべての簡易広告物の表示が禁止されています。

※上記以外にも、屋外広告物の表示・掲出が禁止されている物件があります。

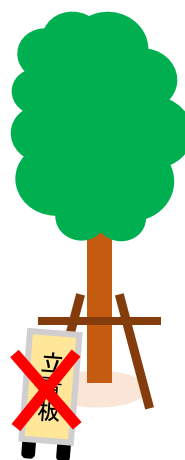
【違反広告物の一例】



(電柱)



(信号機)



(街路樹)

詳細については以下のQRコードよりご確認ください。



【安全点検について】



【禁止物件について】